

京都市上下水道企業管理規程第29号

京都市水洗便所築造工事資金貸付金償還金等の徴収及び収納事務委託に関する規程の一部を次のように改正する。

平成16年5月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村憲次

京都市水洗便所築造工事資金貸付金償還金等の徴収及び収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程

京都市水洗便所築造工事資金貸付金償還金等の徴収及び収納事務委託に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「定めることを目的とする」を「定める」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「徴収事務等は次のとおりとする」を「徴収事務等は、次の各号に掲げるとおりとする」に改め、同条第2項中「京都市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は」を「管理者は、」に改める。

第10条中「管理課長」を「下水道部管理課長」に、「法令並びにこの規程及び」を「法令及びこの規程並びに」に、「協定し又は」を「協定し、又は」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「京都市公告式条例」を「京都市条例の公布等に関する条例」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とする。

第7条第2項中「させなければ」を「しなければ」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出しを「(収納金の払込み)」に改め、同条中「速やかに」の右に「上下

水道局の」を加え、同条を第7条とする。

第5条第3項中「異常」の右に「な事態」を加え、同条第4項を削り、同条を第6条とする。

第4条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 前項の契約書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 委託事務の範囲
- (2) 徴収及び収納手続
- (3) 収納金の払込み
- (4) 委託料
- (5) 事故の場合の措置及び責任
- (6) 管理者の委託事務検査の権限
- (7) この規程及び管理者の指示の遵守義務
- (8) 委託の期間
- (9) 契約解除に関する事項
- (10) その他業務上必要と認める事項

第3条の次に次の1条を加える。

(委託の期間)

第4条 委託の期間は1年とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

別記様式中「別記様式」を「別記様式(第8条関係)」に改め、同様式表面中「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長」に改め、同様式裏面中「未納整理」を「徴収事務」に改め、「場合」を「とき」に改め、「貸与し又は」を「貸与し、又は」に改め、「満了し又は」を「満了し、又は」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局下水道部管理課)